

令和4年度

事業計画書



公益財団法人逗子市スポーツ協会
(Zushi Amateur Sports Association)

目 次

I	基本方針	1
II	重点目標	1
III	公益目的事業	2
III-1	一般会計	3
III-2	スポーツクラブ特別会計	6
III-3	指定管理業務特別会計	9
IV	収益事業	11

I 基本方針

逗子市は、まちづくりの目標のひとつとしてスポーツ都市宣言を行い、全ての市民が生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動を愛し、スポーツに親しみ健康な心身をつくる目標を掲げています。この実現のため、平成24年3月にスポーツ推進計画が策定され「スポーツを楽しむまち逗子～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を基本理念として位置づけ、各種事業に取り組んでおり、令和元年度には、健康寿命の延伸を目的とする「元気な高齢者を増やそう！プロジェクト」を立ち上げ、これらを基に様々な施策が展開されています。

当協会としましては、これらの取り組みを背景にスポーツ振興を目的とし、公益事業を行う団体として、その役割を十分に認識し、「高齢者向けの教室展開」「健康維持・増進」「障がい者スポーツの推進」「子どもの運動能力向上」などを行い、市民のスポーツ活動の支援や、スポーツと身近に接することができる機会を提供します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対応していく中で、「人が集まらない」「ソーシャルディスタンスを保つ」といったことが重視され、ICTを活用した情報発信やミーティングの開催、教室申込等、利用者のニーズに応えた施設運営に努め、安全に不安なく参加していただける環境を整えていきます。

市民の皆様が日常生活の場において、気軽にスポーツ活動に親しみながら、楽しく体力づくり・健康づくりができる様、各加盟団体や逗子市スポーツ推進委員協議会等と連携し、市民の生涯スポーツの振興に努めます。

II 重点目標

1. 一般会計

公益財団法人として公益性を基軸に、不特定多数の皆様が従来に増し、スポーツ活動に参加できる様、多種多様なスポーツ教室・イベント等を開催し、誰もがスポーツに親しみ携わることのできる環境を整え、スポーツを「する」「ささえる」「みる」人口を増やし、スポーツによる地域活性化を目指します。そのためにも次のことを実施し、逗子アリーナをはじめ、第一運動公園や池子の森自然公園の各種スポーツ施設に来場していただき、スポーツを楽しむ市民が一人でも増えるよう努めます。

- ・「ZASA Sports News」の発行回数を増やします。
- ・談話室にて「One Day カフェ」を開催し飲食の販売を行います。
- ・加盟団体と協力し当協会のHPが逗子市のスポーツ情報の発信源となるよう努めます。

2. スポーツクラブ特別会計（総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2年前から会員数が減少し、参加費収入も減っており、クラブの存続の危機ともいえる状態が続いています。会員を増やすために、魅力あるメニューづくりや体験型イベントを開催します。

会員には、いつまでも健康で明るく元気に参加していただける様、健康維持・増進と仲間づくりの場としてのクラブを目指します。そのためにも次のことを実施し、さらに充実したクラブ運営を行い健康の輪を広げます。

- ・会員がクラブ運営に関われる様、アイデアを出し合える場を設けます。
- ・SNS を活用した情報配信を積極的に行います。
- ・働く世代の参加増を期待し、週末に「ビーチヨガ」を開催します。

3. 指定管理特別会計

逗子市立体育館、逗子市都市公園有料の運動施設の指定管理者として9年目を迎えます。新型コロナウイルスという目に見えない敵との終わりが見えず、市民の皆様が安全に安心して利用できるよう努めます。

コロナ禍により、不安の絶えない生活が続き外出を控える方が増加した結果、運動不足やストレスから、心身に悪影響をきたす健康二次被害の問題が懸念されています。健康二次被害の予防として、『未病センター』を活用していただくなど、意識的に運動・スポーツに取り組んでいただき、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防することにも役立てるよう努めます。そのためにも次のことを実施し、基本コンセプトである「愉快的なスポーツコミュニティづくり」を念頭に、市民の誰もが身近で気軽に楽しめる場としての施設運営を目指します。

指定管理第2期の残り2年間をより効果的・効率的な施設運営に努めると共に、次期指定管理の受託に向け、準備を始めます。

- ・コロナの影響により激減したトレーニングルームの利用者を取り戻せるよう、キャンペーンやイベントを企画します。
- ・トレーニングルームに健康管理アプリを導入し、市民の健康づくりをサポートします。
- ・地域に出向き高齢者を対象にした運動教室を開催します。
- ・談話室やウッドデッキを活用し、ニュースポーツの体験会を実施します。
- ・「池子の森マラソン大会」において、中学生の部を増やします。
- ・施設環境保全活動としてボランティアを募り、クリーンアップを実施します。

Ⅲ 公益目的事業

公益目的事業は、不特定多数の人の利益の増進を図ることを目的として行う事業となります。本協会としては、スポーツに関する教室、競技大会等の開催やスポーツ施設の管理運営を行うこと等により、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、次に掲げる事業を相互に関連させ、スポーツ振興をより効果的に図ります。

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催事業

スポーツの基本について、普及啓発を行うと共に、生涯スポーツとして継続的に行う事業、大会等を通し競技力向上を図る事業を行います。

2. スポーツ団体等への助成、指導者の養成、その他支援事業

各種スポーツ団体がスポーツ振興を目的として行う事業活動を支援すると共に、技術判定能力の向上、優秀選手等の表彰を行います。

3. スポーツに関する情報の収集及び発信に関する事業

ホームページをより充実させ、SNS を利用しリアルタイムで情報提供を行います。「ZASA Sports News」の発行を始めて5年目を迎え「ZASA Sports News」を見て来場する方や、イベントに参加する方が増えました。当協会の情報を発信する貴重な情報誌となってきたことから、昨年度より発行回数を1回増やし、年5回発行します。各種スポーツ情報に多くの方が興味関心を持っていただけるよう努めます。

4. 総合型地域スポーツクラブの運営事業

生涯にわたって、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりと地域の交流を深められる運営に努めます。

5. スポーツ活動の機会や場の提供に関する事業

スポーツ振興を図るため逗子市から委託を受けたスポーツ活動を広く提唱し実施すると共に、逗子市が設置した公の施設の管理運営を行い、スポーツ活動の充実を図ります。

Ⅲ-1 一般会計

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催（定款第4条第1項第1号）

（1）スポーツ教室の開催（14種目26コース）

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ソフトヨガ	4月～3月	49日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80名
キックエアロ	4月～3月	49日間	逗子アリーナ	16才以上の方	80名
電太スポーツ太鼓①	4月～3月	30日間	逗子アリーナ	18才以上の方	各13名
電太スポーツ太鼓②	4月～3月	30日間	逗子アリーナ	18才以上の方	
テニス	5月	5日間	第一運動公園	18才以上の方	30名
ヨット	5月	1日間	逗子海岸ほか	中学生以上の方	20名
おとなのバドミントン	9月～11月	8日間	逗子アリーナ	20才以上の方	40名
アーチェリー	11月	2日間	第一運動公園	小学4年生以上の方	20名
弓道	11月	2日間	第一運動公園	小学5年生以上の方	20名
ジュニア陸上競技高学年	4月～7月	8日間	池子の森自然公園ほか	小学4～6年生	50名
ジュニアバドミントン	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	30名
ジュニア卓球	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	40名
ジュニア水泳					
（初心者①）	7月	7日間	逗子中学校	小学4～6年生	70名
（初心者②）	8月	7日間	飯島公園	小学4～6年生	70名
（中級者）	7月	7日間	逗子中学校	小学1～中学3年生	50名

教室名	実施時期	日数	会場	対象	定員
ジュニアウインドサーフィン					
(第1回)	8月	1日	逗子海岸	小学生	各12名
(第2回)	8月	1日			
(第3回)	8月	1日			
(第4回)	8月	1日			
(第5回)	8月	1日			
(第6回)	8月	1日			
ジュニアテニス	8月	4日間	第一運動公園	小学3年～高校生	60名
ジュニアヨット					
(第1回)	9月	半日	第一運動公園	小学生	10名
(第2回)	9月	半日			10名
ジュニアレスリング	10月～11月	8日間	逗子アリーナ	小学1～3年生	30名
スキーツアー	3月	2泊3日	会津高原 たかつえスキー場	18才以上の方	20名

(2) スポーツ講演会の開催

スポーツ指導者及び一般市民を対象とした講演会

(3) スポーツ大会等の開催

大会等名	実施時期	会場	対象	定員
海岸を走る会（毎月第1日曜日） （1月は元日、3月は第2日曜日）	4月～3月	逗子海岸	小学生以上の方	—
ファミリー運動会				
①桜山地区ファミリー運動会	5月	第一運動公園	地区住民	—
②小坪地区体育祭	9月	小坪小学校	地区住民	—
③久木体育祭	10月	久木小学校	地区住民	—
④東逗子体育祭	10月	沼間小学校	地区住民	—
⑤逗子小学校区体育祭	10月	逗子小学校	地区住民	—
⑥池子健康まつり	10月	池子小学校	地区住民	—
⑦新宿体育祭	6月	逗子開成学園	地区住民	—
⑧山の根体育祭	9月	第一運動公園	地区住民	—
健康ハイキング	5月	那須塩原	18才以上の方	46名
1泊ハイキング	10月	小谷村柵池高原	18才以上の方	46名
ZASA Sports Games				
①第70回逗子市内一周駅伝競走大会	1月	市内	中学生以上の方	—
②第62回逗子市民総合体育大会（15種目）	4月～3月	逗子アリーナ他	小学生以上の方	—
③第53回逗子市地域対抗球技大会	11月	逗子アリーナ他	中学生以上の方	—
④逗子市民レクリエーション大会	3月	逗子アリーナ他	小学生以上の方	—
⑤逗子市民フォークダンス大会	6月	逗子アリーナ	小学生以上の方	—
⑥逗子市スポーツ少年団野球大会	4月～5月	第一運動公園	登録チーム	—

2. スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援（定款第4条第1項第2号）

（1）スポーツ団体等に対する助成

- ア. 逗子市競技連盟
- イ. 逗子市地域体育団体協議会
- ウ. 逗子市レクリエーション協会
- エ. 逗子市スポーツ少年団本部
- オ. その他のスポーツ団体等（全市的規模での組織を有し、かつ相当規模以上での人数を擁するもので、理事会が認めたものに対して予算の定める金額の範囲内で助成する。）

（2）スポーツ団体等に対するその他の支援

- ア. 優秀選手の表彰
- イ. 指導員等の依頼による派遣

3. スポーツ指導者の養成（定款第4条第1項第3号）

（1）審判講習会

（2）レクリエーション指導者講習会

（3）スポーツ少年団指導者研修会

4. スポーツに関する情報の収集及び発信（定款第4条第1項第4号）

（1）広報広聴事業

- ア. 情報誌（ずしのスポーツ）の発行
- イ. ホームページの運営
- ウ. 情報誌（ZASA Sports News）の発行
- エ. 逗子市との連携（市広報誌への掲載）
- オ. SNS 媒体の活用

（2）情報収集・交換事業

- ア. スポーツに関する情報の収集等
- イ. 逗子市スポーツ人の集い
- ウ. スポーツ振興及び施設管理に関する調査・視察等
- エ. 逗子市との連携（健康に関する情報の収集）

5. 逗子市から委託を受けたスポーツ事業の実施（定款第4条第1項第6号）

（1）県下スポーツ大会選手役員派遣事業

- 第77回市町村対抗かながわ駅伝競走大会参加

- (2) 体力づくり推進事業
スポーツの日記念事業（体カテスト会）
- (3) 逗子ハイランドスポーツ広場維持管理
- (4) 沼間スポーツ広場維持管理

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

- (1) スポーツ協会功労者に対する顕彰事業
 - ア. 体育・スポーツの普及振興または進歩発展に顕著な貢献をなした者及び価値ある研究調査をなした者を顕彰する。
 - イ. 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手またはチームを育成した者を顕彰する。

Ⅲ-2 スポーツクラブ特別会計（定款第4条第1項第5号）

1. スポーツ及び文化に関する教室、講演会、大会等の開催（規約 第3条第1項第1号）

(1) スポーツ及び文化に関する教室の開催（14種目24コース）

曜日	種目	会場	対象
日曜・祝日 *①	バドミントン	逗子アリーナ	すべての方
	卓球	〃	
日曜*②	ビーチヨガ	逗子海岸	
第1月曜	おでかけウォーク	市内及び逗子市周辺	
火曜	バドミントン	逗子アリーナ	
	シェイプアップ体操	〃	
水曜	健康体操	〃	
	ZUMBA GOLD®	〃	
	Jr.バドミントン・卓球・ポッチャ	〃	
第1・3水曜	テニス	池子の森自然公園	
第1水曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	
第2・4水曜	健康筆習い（習字）	逗子アリーナ	
木曜	卓球	〃	
	バドミントン	〃	
	シニアヨガ①	〃	高齢の方
	シニアヨガ②	〃	
第3木曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	すべての方

曜日	種目	会場	対象
金曜	高齢者体カアップ体操①	逗子アリーナ	高齢の方
	高齢者体カアップ体操②	〃	
	アブストレッチ①	〃	すべての方
	アブストレッチ②	〃	
	卓球	〃	
第2・4金曜	太極拳	〃	
第2・4土曜	テニス	第一運動公園	*④

*①…実施日は、年間8回程度。

*②…実施日は、年間4回程度。

*③…小・中学生及び小・中学生と一緒に参加される方。

*④…前半2時間は、小中学生及び小中学生と一緒に参加される方。

後半2時間は、小中学生以外の方。

*「おでかけウォーク」と「ノルディックウォーク」は、翌週を雨天時の予備日とする。

*上記教室の他に、新メニュー実施に向けた「おためしメニュー」を行うことがある。

(2) スポーツ及び文化に関する大会等の開催

大会等名	期日	会場	内容	定員
うみかぜまつり	令和5年 2月12日	逗子アリーナ	<ul style="list-style-type: none"> 無料体験 バドミントン、卓球、ZUMBA GOLD®などのメニュー体験 体カテスト 握力、上体起こし、立ち幅跳び、反復横跳び、6分間歩行など 血管健康測定 炊き出し 	なし
	令和5年 2月12日～ 2月18日		<ul style="list-style-type: none"> 文化展 会員が趣味で行っている写真・書・絵画などの作品展示 	

2. 広報・調査活動の実施（規約第3条第1項第2号）

(1) 地域住民への周知

ア. 広報等への情報掲載

期日 令和4年4月～令和5年3月の4回程度

方法 広報「ずし」及び地域情報誌へのクラブ情報の掲載。

イ. ポスティングの実施

期 日 令和5年1月 全1回
方 法 イベントなどのチラシを運営委員及びクラブサポーターによりポスティングを行う。

ウ. イベント等でのPR

期 日 令和4年4月～10月 10回程度
方 法 ①逗子市スポーツの祭典においてPRコーナーを設け、リーフレット・PRポケットティッシュの配布を行う。
②市民まつりにおいてブースを設け、リーフレット・PRポケットティッシュの配布を行う。また、輪投げなどのゲームも行う。
③各地域の運動会にて、リーフレット・PRポケットティッシュの配布を行う。
④近隣市町のイベント等にて、リーフレット・PRポケットティッシュの配布を行う。

(2) クラブだよりの発行

期 日 令和4年4月～令和5年3月の4回程度
発行部数 1回600部程度

(3) その他必要な情報収集など

3. その他、目的を達成するために必要な事業（規約第3条第1項第3号）

(1) クラブマネジャー研修会参加

期 日 令和4年7月～12月
主 催 公益財団法人神奈川県スポーツ協会、
一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワークほか
対 象 運営委員会委員
会 場 県立スポーツセンターほか

(2) 会議への参加

期 日 令和4年4月～令和5年2月 4回程度
主 催 神奈川県スポーツ局、公益財団法人神奈川県スポーツ協会ほか
対 象 運営委員会委員
会 場 県立スポーツセンターほか

(3) サポーター制度の運用

サポーターの募集を行い、入会案内・イベントPRチラシのポスティング及びイベント開催時のサポートをしていただくための調整を行う。

Ⅲ-3 指定管理業務特別会計

(逗子市が設置する社会体育施設の管理運営 定款第4条第1項第7号)

1. 逗子市立体育館の管理運営（駐車場含む）

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感を持って管理運営を行います。また、少子高齢化の進んだ街であることから、子どもや高齢者の方へのメニュー提供や支援を積極的に取り組んでまいります。

基本コンセプト 『愉快的スポーツコミュニティづくり』

- ◎ 何度でも行きたくなるスポーツ施設を目指して
- ◎ 誰でも参加できる、参加したくなる事業の展開を目指して
- ◎ 幼児から高齢者まで、もっともっと健康になれることを目指して
- ◎ 拡がるニーズに対応できるフレキシブルな施設運営を目指して

(2) スポーツ推進業務（23種目41コース）

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
姿 勢 改 善	4月～3月	48日間	第1会議室	16才以上の方	20名
F I G U R E 8	4月～3月	40日間	第1格技室	16才以上の方	25名
骨 盤 体 操	4月～3月	48日間	第1会議室	16才以上の方	20名
Z U M B A [®]	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名
水 曜 ヨ ガ	4月～3月	48日間	サブアリーナ	16才以上の方	80名
ZUMBA [®] (お子さんと一緒にどうぞ)	4月～3月	48日間	サブアリーナ	中学生以上の方	80名
75歳からの健康体操	4月～3月	48日間	談話室及びウッドデッキ	75才以上の方	15名
ソング&ストレッチ	4月～3月	22日間	第1会議室	16才以上の方	25名
筋トレ&チェアストレッチ①	4月～3月	49日間	第1会議室	55才以上の方	30名
筋トレ&チェアストレッチ②	4月～3月	49日間	第1会議室	55才以上の方	30名
ハードピラティス	4月～3月	46日間	サブアリーナ	55才以上の方	30名
ソフトピラティス	4月～3月	46日間	サブアリーナ	55才以上の方	30名
親子体操					
(第1回)	5月～6月	8日間	サブアリーナ	2～4才の親子	各20組
(第2回)	9月～11月	8日間			
(第3回)	1月～3月	8日間			
ステップアップ!運動基礎					
(第1回)	5月～6月	8日間	サブアリーナ	小学1～6年生	各40名
(第2回)	9月～11月	8日間			
(第3回)	1月～3月	8日間			

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
こどもダンス 未就学児 (第1回) (第2回) (第3回)	5月～7月	10日間	第1格技室	5～6歳	各15名
	9月～11月	10日間			
	1月～3月	10日間			
こどもダンス 小学生 (第1回) (第2回) (第3回)	5月～7月	10日間	第1格技室	小学1～6年生	各25名
	9月～11月	10日間			
	1月～3月	10日間			
夏冬特訓 幼児 (第1回) (第2回)	7月	2日間	サブアリーナ	年中・長	各12名
	1月	2日間			
夏冬特訓 小学生 (第1回) (第2回)	7月	2日間	サブアリーナ	小学1～6年生	各12名
	1月	2日間			
薬膳 & ストレッチ (第1回) (第2回)	6月	1回	第1会議室	16才以上の方	各30名
	12月	1回			
ジュニアバドミントン初・中級	1月～2月	5日間	メインアリーナ	小学5～中学2年生	20名
みんなでダンス&ソング&スポーツ	4月～3月	32回	第1会議室他	障がい者・どなたでも	20名
元 気 高 齢 者	隔月	6回	談話室	高齢者	各10名
地域に出向いての派遣事業	隔月	6回	地域集会所等	高齢者	各15名
健 康 相 談	4月～3月	48回	未病センター	どなたでも	各4名
親子ペアーピラティス	春・秋	2回	第1会議室	6か月～未就学児	各15名
ママのためのピラティス(相互託児)	春・秋	2回	第1会議室	6か月～未就学児	各15名
みんなでウォーキング	4月	1回	ウッドデッキ他	障がい者・どなたでも	—
クリスマススポーツランド	12月	1回	サブアリーナ	未就学児の親子	100組
みんなでクリスマス	12月	1回	サブアリーナ	障がい者・どなたでも	25名
ス ポ ー ツ の 祭 典	10月	1回	メインアリーナ他	どなたでも	—
み ん な で ス ポ ー ツ	5月	1回	メインアリーナ他	どなたでも	—

2. 逗子市都市公園有料の公園施設の管理運営「第一運動公園（テニスコート、野球場、弓道場、プール、駐車場）、小坪飯島公園（プール）、池子の森自然公園（400mトラック、テニスコート、野球場、駐車場）」

(1) 管理運営業務

公の施設は、住民の福祉を目的として、スポーツ行政におけるビジョンや計画を具現化する拠点としての役割を担っているものと認識し、逗子市スポーツ推進計画における「スポーツを楽しむまち逗子」の実現及び公益法人として、市民サービスの向上、スポーツ振興に向け、次の基本コンセプトのもとに、責任感と使命感を持って管理運営を行います。

基本コンセプト 『愉快的スポーツコミュニティづくり』

- ◎ 何度でも行きたくなるスポーツ施設を目指して
- ◎ 誰でも参加できる、参加したくなる事業の展開を目指して
- ◎ 幼児から高齢者まで、もっともっと健康になれることを目指して
- ◎ 拡がるニーズに対応できるフレキシブルな施設運営を目指して

(2) スポーツ推進業務（6種目12コース）

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
ジュニアテニス低学年 (第1回)	4月～6月	5日間	池子の森自然公園	小学1～3年生	各24名
	9月～11月	5日間	テニスコート		
ジュニアテニス高学年 (第1回)	4月～6月	5日間	池子の森自然公園	小学4～6年生	各24名
	9月～11月	5日間	テニスコート		
ジュニア陸上競技低学年 (第1回)	5月～6月	5日間	池子の森自然公園 400mトラック	小学1～3年生	各40名
	9月～10月	5日間			
	1月～2月	5日間			
市民土曜テニス	4月～3月	19回	第一運動公園 テニスコート	18才以上の方	1日に付 20名
サッカー広場	4月～3月 8・1・2月を除く	9回	池子の森自然公園 400mトラック他	どなたでも	—
ラグビー体験会	4月	1回	池子の森自然公園 野球場(大)	どなたでも	—
スポーツの祭典	10月	1回	第一運動公園 野球場他	どなたでも	—
池子の森マラソン	11月	1回	池子の森自然公園 400mトラック他	中学生以上	—

IV 収益事業

1. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

(1) 自動販売機管理等事業

スポーツ施設における利用者への利便性の向上及び福利厚生を図るため、自動販売機の管理を行います。また、近隣に飲食販売店がないことから、逗子アリーナ2階談話室にて「One Day カフェ」を開催し、パンやコーヒー等の販売を行います。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。